

いわちゃん ポスト

岩井やすのりの県政かわら版

千葉県議会議員



岩井やすのり

略歴 1970年(昭和45年)生まれ50歳
専修大卒、早稲田大学院 政治学研究科修了

事務所連絡先 TEL: **0476-36-7799**

HP: <http://www.iwai-y.jp> メール: mail@iwai-y.jp

印旛郡栄町安食台 2-26-23 (栄町役場前大山ビル 2F)

新型コロナウイルス感染症予防のため、配布者の検温とマスク着用、頻繁な手指消毒を行いながら、朝の駅頭活動を実施しています。

視察費は今回もゼロ～岩井の元年度政務活動費

昨年5月から今年3月までの令和元年度政務活動費(計385万円)。岩井は広報費231.6万円、事務所費78.9万円など計384万円余を支出する一方、視察費の計上は今年もありませんでした。

●人件費をゼロに削減、視察費計上もなし

岩井の令和元年度の政務活動費使用額のうち、事務所費の約79万円は事務所家賃(6.4万円×11＝70.4万円)や事務所水道光熱費等に充てたもの。また、事務費の約53万円は、コピー機リース代や事務所駐車場代等があたります。一方、これまで政務活動補助のための事務所職員の人件費として、年間60万円程度を計上してきましたが、その作業を岩井自身が負担することで、元年度はその支出をゼロとすることができました。

岩井の政務活動費の使途として特徴的なのは、広報費の占める割合が大きい一方、「カラ出張」や「観光旅行化」などが問題視された視察費の計上がないこと。議会報告紙「いわちゃんポスト」の発行などに充てた広報費として、全体の6割にあたる231.6万円を計上しましたが、旅費、宿泊代などの視察費用は今回もゼロ。聞き取りなどの必要から現場を訪れた際等に、現地までのガソリン代、高速料金のみを計上しています。

●全て手作り、プリントパックネット注文でコスト削減

岩井が支出した政務活動費のうち、最も大きな割合を占めているのがいわちゃんポストの発行費用ですが、その紙面作りを業者委託しないこと等により、無駄のない支出となるよう努めています。

項目	支出(円)	内容
調査研究費	87,051	調査活動に関わるガソリン代、高速道路料金
資料購入費	123,827	政務に関わると認められる書籍購入費など
広報費	2,316,620	HP関連費用、いわちゃんポスト作成費など
事務所費	789,804	事務所家賃、事務所水道光熱費など
事務費	531,049	コピー機リース代、事務所電話代、駐車場代など
人件費	0	政務活動補助のための事務所職員人件費
視察費用	0	視察に関わる旅費(航空券、鉄道運賃など)、宿泊代など
合計	3,848,351	

議会報告紙などを発行する場合、従来は印刷会社に原稿を持ち込み、デザインも含め何度かやり取りと修正を行った上で印刷、発行していたものです。一方、「いわちゃんポスト」の制作にあたっては、紙面作りを業者委託することなく全て手作りでを行い、知る限り最も安いプリントパック社にネット注文。結果、A4・両面カラー印刷で1枚あたり1.36円、新聞折込で使用しているB4タブロイドサイズでも同3.17円と、相場よりかなり安い費用で発行できています。

政務活動費の不当かつ無駄な支出を行わないことはもちろん、その使途について県民のみなさんに積極的に開示してまいります。

親が認知症で「打つ手なし」～後見人制度と民事信託

認知症により本人の判断能力が低下すると、所有不動産の処分ができなくなることはあまり知られていません。今回は、成年後見制度の限界と、財産処分の困難化を避けるための事前準備について取り上げます。

●認知症の義母名義の不動産 売却はかなり難しい

先日、ある知り合いから義母の財産処分についての相談が寄せられました。その方のご主人の母は老人ホームに入所しているのですが、その義母に課される税金の支払いに苦労しているため、義母名義の不動産を売却し支払いに充てることはできないかというものです。

岩井の判断に余る問題ゆえ、相続や不動産の問題に詳しい知り合いの専門家に相談してみると、一言目に返ってきたのが「所有者である義母に認知症などはありませんか？」との質問です。すぐさま確認すると、「老人ホーム」とは特別養護老人ホームであり、義母が一定程度の認知症の状態にあることが判明。一般論として、後見人制度を利用したとしても、認知症にある方の財産の処分はかなり難しいと告げられることとなります。

●任意後見制度は認知症発症後に利用できない

そもそも土地、建物などの財産を売却したり、修繕したりすることを決められるのは、所有権を持った本人のみ。たとえ同居の親族であっても、本人の了解を得ずに売却することはできず、所有者が認知症となってしまった場合、「打つ手なし」といった状況になりかねないのです。

H12年に始まった後見人制度は、判断が低下してしまった人のために、親族や弁護士などが本人に代わって財産管理や契約行為を行えるというもの。しかし、任意後見制度は本人が認知症発症後に利用できるものではなく、また発症後に利用できる法定後見制度も「本人財産の維持・管

	後見人制度（成年後見制度）	
	任意後見制度	法定後見制度
制度内容	本人の判断能力が十分なうちに、予め自らが選ぶ代理人と公正証書により任意後見契約を結ぶ	判断能力が不十分な状態にある本人について、家裁が後見人を選任する
契約の時期	認知症が発症する前	認知症が発症した後
契約の範囲	財産管理等に関して比較的自由に決められる	原則として日常生活の維持や後見人の職務遂行に必要な支出のみ
財産の処分	契約内容により可能	家裁の許可の下、最小限の範囲で可能

理」を目的としており、土地、建物等の財産の処分は対象外とみなされてしまいます。

●事前準備は「任意後見」と「民事信託」の併用

相続対策を含め、打つ手なしとなってしまう前に準備しておくことが肝要となるわけですが、前述の任意後見制度と併わせ活用すべきなのが民事（家族）信託制度です。これは委託者の「財産管理」と「財産継承」を目的としたもので、後見人制度と比較し、①受託者との契約により財産運用や処分も自由にできる、②家裁等とのやり取りの煩雑さから解放される、③契約により本人死後の財産管理処分までフォローが可能、といったメリットがあります。一方、親族が受託者となった場合、不正に財産を流用してしまうといったトラブルが少なくなく、専門職業家が介在し牽制を働かせる等の適切な運用が必要です。

認知症を背景とした財産管理や財産承継対策は大きな課題。引き続き地域からのご相談に応じてまいります。

